

# 石川県経営革新等支援融資制度要綱

## 1 目的

この制度は、県内中小企業者の経営革新による経済環境の変化等への適応や海外展開に要する資金の供給の円滑化を図り、もって本県産業の高度化に資することを目的とする。

## 2 融資対象

### (1) 経営革新支援分

中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)の規定に基づき、経営革新計画を作成し、知事又は経済産業大臣の承認を受けたもの

### (2) 格差対策分

経営革新支援分の対象企業で、経営革新計画申請時において次のいずれかに該当するもの

#### ① 小規模企業

次のいずれかに該当するもの

ア 常時使用する従業員が20人以内(商業又はサービス業(イに定めるものを除く)は5人以内)のもの

イ 宿泊業、娯楽業にあつては、常時使用する従業員が20人以内のもの

#### ② 不況業種

主たる事業が中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第5号の指定業種であるもの

#### ③ 過疎地域

事業の主たる実施場所が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項、第3条第1項、2項、第41条第1項、2項、3項、第42条、第43条に規定する過疎地域又はこれに準ずる地域として知事が認めた地域であるもの

### (3) 海外展開支援分

新たに海外展開を行うもの又は既に海外展開を実施しているものとして知事の認定を受けたもの。ただし、生産・販売等に係る事業所・設備の設置・拡張等を行う場合については、当該海外展開(追加事業を含む。)の実施に伴って以下のことを行わないものに限るものとする。

① 県内事業所の閉鎖又は事業規模の縮小

② 県内下請企業に対する発注量の減少

③ 県内事業所の従業員の雇用調整

## 3 資金の使途

### (1) 経営革新支援分及び格差対策分

経営革新(新たな取り組みによる経営の向上)のために必要な事業資金

### (2) 海外展開支援分

① 海外における生産・販売等に係る事業所・設備の設置、拡張等に必要な設備資金

② 海外展開に必要な運転資金

## 4 融資条件

### (1) 融資限度額

融資の最高限度額は、2億円とする。ただし、運転資金については、5,000万円以内とする。

なお、ニッチトップ企業等育成事業の認定を受け、経営革新支援分及び格差対策分の利用について知

事の推薦書を有する企業については、融資の最高限度額を4億円とし、そのうち運転資金については、1億円とする。

(2) 融資期間

- ① 設備資金については、10年以内(うち据置は3年以内とし、固定金利)又は15年以内(うち据置は3年以内とし、変動金利)とする。
- ② 運転資金については、7年以内(うち据置は1年以内)とする。

**5 認定の手続等**

(1) 経営革新支援分

中小企業等経営強化法の規定に基づく経営革新計画の知事又は経済産業大臣の承認書をもって経営革新支援分の利用についての知事の認定書とする。

(2) 格差対策分

格差対策分を利用しようとする者は、認定申請書(別記様式第1)を2部、知事に提出するものとする。

(3) 海外展開支援分

認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式第2)を2部、知事に提出するものとする。

なお、認定手続については、石川県中能登総合事務所及び石川県奥能登総合事務所においても実施できるものとする。

**6 融資の申込手続**

融資を受けようとする者は、借入申込書(別記様式第3)に、この要綱及び石川県制度金融通則5に定める知事又は商工会議所等の認定書(写し)を添付のうえ、取扱金融機関に申し込むものとする。

(別記様式第1)

年 月 日

石川県知事 様

所在地  
(住所)  
企業名  
代表者名

## 石川県経営革新等支援融資の格差対策分に係る融資対象者の認定申請書

石川県経営革新等支援融資制度要綱に基づき、別添のとおり(知事・経済産業大臣)の承認を得た経営革新計画に係る事業について格差対策分の利用の認定を受けたいので申請します。

(添付資料)

- 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)の規定に基づく経営革新計画の知事又は経済産業大臣の承認書(写し)
- その他知事が必要と認めて指示する書類

---

## 石川県経営革新等支援融資の格差対策分に係る融資対象者の認定書

上記について、石川県経営革新等支援融資制度要綱2の(2)格差対策分(①小規模企業、②不況業種、③過疎地域)に該当するものとして認定します。

年 月 日

石川県知事

(注意事項)

この認定を受けた後、取扱金融機関への借入れ申込み及び融資審査を経ることが必要です。また、保証付き借入れの場合には、加えて石川県信用保証協会の保証審査を経ることが必要です。

(別記様式第2)

年 月 日

石川県知事 様

所在地  
(住所)  
企業名  
代表者名

## 石川県経営革新等支援融資に係る認定申請書

石川県経営革新等支援融資制度要綱に基づき、別紙の海外展開支援分について認定を受けたいので申請します。

---

## 石川県経営革新等支援融資に係る認定書

別紙の事業については、石川県経営革新等支援融資制度要綱2の(3)海外展開支援分に該当するものとして認定します。

年 月 日

石川県知事

(注意事項)

この認定を受けた後、取扱金融機関への借入れ申込み及び融資審査を経ることが必要です。また、保証付き借入れの場合には、加えて石川県信用保証協会の保証審査を経ることが必要です。

(別紙の記載事項 (海外展開支援分))

## 1 事業計画の概要

(1) 事業の名称	(主任担当 )
(2) 実施場所	
(3) 実施期間	(操業開始予定 ・ ・ )
(4) 実施目的	
(5) 事業の内容	

## 2 事業実施計画

年 月 日	事業実施の内容

(注) 全事業計画を事業年次ごとに記入すること。

### 3 事業実施の効果

--

(注) 以下の2点について具体的数値を交えて記入すること。

- (1) 当該事業による生産(販売)見込みと効果
- (2) 生産・販売等に係る事業所・設備の設置・拡張等を行う場合については、当該事業により下記のことが行われないこと。
  - ・ 県内事業所の閉鎖又は事業規模の縮小
  - ・ 県内下請企業への発注量の減少
  - ・ 県内事業所の従業員の雇用調整

#### 4 実施規模

区 分		金 額	主要な内訳（金額内訳含む。）
設 備 資 金	土 地	千円	
	建 物 (附属設備含む。)		
	主 要 設 備 器 具		
	そ の 他		
	計		
運 転 資 金			
合 計			

#### 5 資金調達計画

区 分	金 額	金 融 機 関	借入予定年月日
当 該 借 入 金	千円		
そ の 他 借 入 金			
自 己 資 金			
そ の 他			
合 計			

#### 6 当該制度以外の助成措置（予定を含む。）の状況

交付機関名	交付年度	補 助 金 の 名 称	金 額
			千円

(添付資料)

- 1 過去3事業年度の決算書の写し（各1部）
- 2 所要資金の根拠資料（見積書、カタログ等）
- 3 商業登記簿謄本（法人の場合）
- 4 その他知事が必要と認めて指示する書類

(別記様式第3)

年 月 日

(金融機関)

様

所在地  
(住所)  
企業名  
代表者名

### 石川県経営革新等支援融資借入申込書

上記資金の借入れをしたいので、石川県経営革新等支援融資制度要綱に基づき、認定書（写し）を添付して下記のとおり申し込みます。

記

申込金額 金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、

〔	経営革新支援分	〕	として
	格差対策分(小規模、不況業種、過疎地域)		
	海外展開支援分		

資金内訳 設備資金 金 \_\_\_\_\_ 円  
          運転資金 金 \_\_\_\_\_ 円

償還方法 分割 ( \_\_\_\_\_ カ月)

保証人 (住所、氏名、職業)



